

役員等の報酬及び費用に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人蒼樹会（以下、「法人」という。）の定款第9条及び第24条に基づき、役員及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬及び費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等（法人職員を除く。）が理事会、評議員会その他理事長が定める法人業務を行う場合には、別表1による1回を単位とした報酬を支給する。

(出張等の旅費)

第3条 役員等が法人業務のため出張する場合には、別に定める旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改廃)

第4条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この基準は、平成29年 6月15日から施行する

別表 1

(1回単位)

名 称		報 酬 額
役員 (各年度の総額が180万円を超えない範囲)	理事会等会議への出席	5,000円
	研修会への参加及び他の施設の視察業務	10,000円
	監事監査出席	10,000円
	その他、理事長が定める法人業務	5,000円
評議員：評議員会出席、法人及び施設業務のための出席 (定款第9条による各年度の総額を超えない範囲)		5,000円